

## こども医療費支給制度

こどもの保健の向上と福祉の増進をはかるためにこどもに対する医療費を支給する制度です。町内に住所を有し、医療保険制度に加入している満15歳に達した日以後最初の3月31日までのこどもが支給対象者になります。



次のような場合は医療費支給を受けることができません

- ・生活保護法による保護を受けているとき。
- ・対象児童が町に住所を有していないとき。
- ・対象児童が児童福祉施設に入所しているとき。
- ・対象児童が里親に委託されているとき。
- ・他の医療費支給制度からの助成を受けているとき。(重度心身障害者医療費など)

医療費支給を受けるためには、対象児1人ごとの受給者登録が必要になります。未登録の方は、問合せ先まで必要書類をご確認し、手続きをお願いいたします。

医療費受給の開始日は、原則申請書を提出した日からとなります。(ただし、出生の場合は対象児の誕生日からとなります。)

## ひとり親家庭等医療費支給制度

離婚、死別、遺棄などの理由にある母(父)子家庭等に対し、児童(18歳に達した日の属する年度末まで。ただし、一定の障害のある児童は20歳未満まで)及び母(父)又は養育者の医療費の一部を支給する制度です。

次のような場合は医療費支給を受けることができません

- ・生活保護法による保護を受けているとき。
- ・対象児童が町に住所を有していないとき。
- ・対象児童が児童福祉施設に入所しているとき。
- ・対象児童が里親等に委託されているとき。
- ・他の医療費支給制度からの助成を受けているとき。(重度心身障害者医療費)
- ・受給資格者又は配偶者及び生計を同じくする扶養義務者の前年の所得が一定額を超えているとき。

問合せ 教育委員会 こども課 こども担当 ☎62-0823 (直通)

### ♥♥ ご寄附をありがとうございました ♥♥

3月に次の方からご寄附がありました。ご趣旨に沿い、有効適切に活用させていただきます。(敬称略)

- ポケモンといっしょにおぼえよう!ことわざ大百科130冊 読売センター武蔵嵐山(各小学校の1年生の教室に)
- 30,000円 匿名(福祉事業へ)
- 2,000,000円 嵐山町観光協会(観光事業へ)

長年ご利用いただきました勤労福祉会館は、今年度(仮称)ふれあい交流センターとして整備するため、5月31日をもって利用を中止いたします。ご迷惑をおかけしますが皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

**勤労福祉会館の  
用中止のお知らせ**

## 4月から子ども手当の支給を実施いたします



4月1日から、次世代の社会を担う子どもを社会全体で応援する観点から子ども手当を支給し、中学3年生までの児童を対象に「1人につき月額13,000円」を支給することになりました。

また、今まで児童手当制度にありました所得制限も「廃止」となりました。

新たに子ども手当を受けようとする子どもの保護者の方は、教育委員会こども課(公務員の方は勤務先)で認定請求等の手続きが必要です。(該当する方は必ず申請をしてください。)

施行に伴う新規請求等は、**9月30日(木)**までに受付けた方に限り、特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給され、支給方法や受給者の条件などは今までの児童手当と変更はありません。

所得制限により今まで児童手当を受給していなかった方も、受給できますので、期限までに手続きをお願いいたします。

子ども手当は、子どもの健やかな育ちのため(給食費、保育料その他子どもが健やかに成長するための費用)に使用していただきますようお願いいたします。

★子どもの年齢等により必要な手続きは、次のとおりとなります

子どもの学年等の内容	手続きの有無等	
①子ども全員が中学1年生以下(幼稚園児、保育園児も含む)の場合で、旧児童手当を受給していた方	不	要
②中学1年生以下の子どもがおり、かつ中学2~3年生がいる場合	必	額改定請求
③所得制限により児童手当を受給していない場合 } 児童全員が新中学2~3年生である場合	必	新規認定請求

★手続き内容により必要なものは次のとおりです

請求名称	持参するもの	注意事項
新規認定請求	・印鑑 ・受給者の健康保険証 ・受給者名義の振込先口座	・町国保以外の国民健康保険【土建組合などの国保組合】の場合は、必ず健康保険証を持参してください。 ・受給者は、経済的に児童を監護している方となります。(所得の高い人又は保険証の被扶養者の方などです。) ・児童名の口座にすることはできません。必ず受給者(父・母又は養育者)の名義をお願いいたします。
額改定請求	・印鑑	・スタンプ式以外のもの

※子ども手当は、申請をしていただかなければ「受給」又は「増額支給」をすることはできません。

所得制限などで旧児童手当を受給していない方は必ず手続きをしてください。

※「私立の小中学校に通学している子ども」や「幼稚園、保育園などに通園していない子ども」がいる方で手続きが必要な方は、期限内までに手続きしてください。

※猶予期限以降(10月1日以降)に手続きした場合は、「提出月の翌月から」支給となります。

※4月1日以降に新たに支給対象児童を監護したときは、「認定請求をした月の翌月」からとなります。

※「親族等による代理申請」や「郵便申請」も可能ですので、問合せ先までご連絡ください。

※子どもとの状況(父母と住所が違うなど)により、追加書類を提出していただくことがありますので、不明な点がございましたら、問合せ先までご連絡ください。

問合せ 教育委員会 こども課 こども担当 ☎62-0823 (直通)